

基礎から学ぶ「著作権講座」

対象

人事部門・総務部門・法務部門のご担当者、管理職の方々

開催趣旨

- ① 広報紙、ホームページ、商品企画、情報発信・動画配信等において「どこまでは違法ではなく、どこからが違法となるか」、正しく判断して円滑に業務を遂行していただけるよう、開催いたします。
- ② 知識付与のみではケース対応が難しい為、著作権・不正競争防止法に関する問題を中心とした知財法に詳しい柳楽弁護士を講師に迎え、判例を交えて詳細いたします。
- ③ 法改正にも触れ、近時の社会状況の変化も踏まえ、講義をすすめます。

日時

<LIVE 配信> 2024年9月27日(金)10:00~16:00
<見逃し配信> 2024年10月4日(金)~10月11日(金)
※見逃し配信のみのご受講でもお申込みいただけます

講師

一路総合法律事務所
弁護士 柳楽 晃秀 氏

参加料 (負担金)

NOMA会員 33,000円(税込)/名
一般 40,700円(税込)/名

申込方法

- 株式会社ファシオが運営するサイト Deliveru からご受講いただきます。
お申込みは、Deliveru、本会 HP のどちらからでも可能です
- Deliveru から申込
 - ① Deliveru [https://shop.deliveru.jp/]でセミナーを検索し
 - ② セミナー詳細ページにある「注文する」からご購入ください
(お支払方法:クレジットカード払い、pay-easy、コンビニ振込)
 - ③ 購入後、確認メールが届きます
- 本会 HP から申込
 - ① 本会 HP [https://www.noma.or.jp/]よりセミナーを検索し
 - ② 「WEB 申込」から必要事項を入力しお申込みください
 - ③ 申し込み後、確認メールが届きます。後日、請求書と参加券が郵送で届きます(お支払方法:請求書による銀行振込)

配信イメージ



いつでもどこでも何度でも受講できる
見逃し配信付きです!

- ①見逃し配信は
 - ・期間中は繰り返しご受講できます
 - ・講義の復習等にご活用ください
 - ・倍速機能付で効率よく学習できます
- ②資料はデータ提供です
- ③拡大したい画面を自分で選択できます



NOMA HP

NOMA 講座

検索

受講方法

- ・登録メールアドレスに、受講 URL/ID 等詳細のご案内が届きます(Live 配信日の概ね 3 営業日前)
- ※ご案内メールは、no-reply@deliveru.jp から送信いたします
- ・本セミナーでは、カメラ・マイクは不要です
- ・テキストは、Live 配信日のおおよそ3~1 営業日前にサイト内でダウンロードできるようになります
- ・セミナーの録音・録画や資料の複製、お申込みいただいていない方の閲覧等は固くお断りいたします

キャンセル

テキスト資料到着後(データ含む)のキャンセル料は 100%を申し受けます

その他

参加者が少数の場合、天災の場合等においては、中止・延期させていただく場合がございます

主催・担当

一般社団法人 日本経営協会 (東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)本部事務局 企画研修 G

tk@noma.or.jp

申込問合せ

株式会社ファシオ ☎ 03-6304-0550(平日 10時~17時) ✉ bcs-info@vita-facio.jp

プログラム

第1 著作権とは

- (1)著作権の概要と種類、法の趣旨
 - (2)著作権を有する者
 - (3)著作者と著作権者
 - (4)著作権の存続期間
 - (5)国・地方公共団体等が発する告示、訓令、通達等にも著作権の保護は存在するか
- ≪判例参照≫

①「フォント」「書体」「字体」は著作権法上の著作物にあたるか

②学術的分野における「定義」の著作物性

第2 著作権の利用

- (1)使用、譲渡、許諾
- (2)著作権の制限(私的使用、図書館、引用)

第3 著作権の侵害

- (1)侵害の有無はどのように判断されるか
- (2)効力の及ばない範囲、裁定利用権
- (3)差止請求
- (4)損害賠償の請求
- (5)信用回復措置の請求
- (6)刑事処罰
- (7)権利処理の一般的な流れ

第4 近時の法改正

※開講時点で最新の法改正を盛り込みます。

第5 事例演習と解説(個人検討)

- (1)他人の著作物の引用方法
- (2)商店街に飾られている妖怪オブジェを撮影し、ホームページにアップする
- (3)同種事案の他者が作成した契約書を真似する
- (4)Aが作成した独創的な人形を、BがAに無断で持ち出し、色々な風景をバックに写真撮影し、ホームページにアップした。CはBの許諾を得て、下敷きにして販売した。Cには何か問題があるか。
- (5)美術館が所有する絵画を、広報誌に載せる為、美術館の許可を得て、館内で撮影した。問題はあるか。その後、内部の福利厚生団体の機関誌に利用する場合、改めて当該美術館に許諾は必要か。
- (6)面白画像を市民から募集し、大賞動画をホームページにアップした。撮影者であり受賞者からは了承を得ていたが、その動画には有名画家の絵が写り込んでいた。しかも、遠くから聞いたことのあるヒットソングが…

等、イメージしやすい事例から考察します

※最新の動向・情報を盛り込むため、内容を一部変更させていただく場合がございます。

講師紹介

一路総合法律事務所 弁護士 柳楽 晃秀(なぎら あきひで)氏

【講師略歴】

2000年10月 司法試験合格
2001年3月 中央大学法学部法律学科卒業
2001年7月 広島に於いて実務修習
2002年10月 弁護士登録、都内法律事務所勤務
2004年9月 前田法律事務所入所(経営側弁護士)
2011年10月 赤坂葵法律事務所開設
2017年12月 一路総合法律事務所に名称変更

【取扱分野】

- ・著作権、不正競争防止法に関する問題を中心とした知財法関係
- ・民商事一般(不動産取引、借地借家問題、マンション問題、請負紛争、各種事故・各種損害賠償問題、貸金・売掛金問題、各種商品輸入販売に係る問題)
- ・歯科を中心とした医療問題(主として病院側)
- ・管財業務、先物取引被害者の消費者問題
- ・相続、成年後見、離婚等、家事事件全般

